

○裾野市総合計画審議会条例

昭和47年6月13日

条例第17号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、裾野市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、裾野市総合計画及び国土利用計画裾野市計画について、市長の諮問に応じて審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 公共的団体の代表者等
- (3) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会は、専門的事項の審議のため必要があるときは、当該専門的事項について学識経験を有する者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、審議のため必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長戦略部で処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第2号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(裾野市国土利用計画策定審議会設置条例の廃止)

- 2 裾野市国土利用計画策定審議会設置条例(昭和62年裾野市条例第3号)は、廃止する。

附 則(令和4年条例第4号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。